原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合

（第959回　非公開会合）

１．日　時　　令和３年３月２６日（金）１０：３０～１１：３５

２．場　所　　原子力規制委員会　原子力規制庁内会議室

３．出席者

原子力規制委員会　石渡委員
原子力規制庁　　市村原子力規制部長、大浅田安全規制管理官、内藤安全規制調整官　他３名
東京電力ホールディングス株式会社　担当者６名

４．議　題

（１）東京電力ホールディングス（株）柏崎刈羽原子力発電所６号炉及び７号炉の特定重大事故等対処施設に係る敷地の地質・地質構造及び津波評価について
（２）その他

５．配付資料

資料１－１　柏崎刈羽原子力発電所６号及び７号炉
特定重大事故等対処施設設置位置付近の地質・地質構造について
（非公開）

資料１－２　柏崎刈羽原子力発電所６号及び７号炉
特定重大事故等対処施設設置位置付近の地質・地質構造について
（資料集１）（非公開）

資料１－３　柏崎刈羽原子力発電所６号及び７号炉
特定重大事故等対処施設設置位置付近の地質・地質構造について
（資料集２）（非公開）

資料２　柏崎刈羽原子力発電所６号及び７号炉
特定重大事故等対処施設設置による津波評価への影響について
（非公開）

６．議事概要

（１）東京電力ホールディングス（株）から、柏崎刈羽原子力発電所６号炉及び７号炉の特定重大事故等対処施設に係る地質・地質構造に関して、第８８１回審査会合（令和２年７月３１日）において石渡委員及び原子力規制

庁から説明を求めた、本申請に係る調査により新たに確認された断層と敷地内のＦ系及びＶ系断層との関係、各断層と既許可施設及び特定重大事故等対処施設との位置関係、各断層の切り合い関係、並びに新たに確認された断層の活動性評価を既許可の主要断層で代表させる根拠等について、説明があった。

また、東京電力ホールディングス（株）から、特定重大事故等対処施設設置による津波評価への影響について、説明があった。

（２）石渡委員及び原子力規制庁から、特定重大事故等対処施設に係る地質・地質構造に関して、説明を求めた主な内容は以下のとおり。

・新たに確認された断層について、評価結果のみを示すのではなく、評価の考え方を示すこと
・新たに確認された断層の活動性評価を既許可で評価済みの断層に代表させるのであれば、各断層がＦ系及びＶ系に分類できるとする根拠を示すこと
・各断層について、特定重大事故等対処施設を設置する地盤に露頭するか否かを示すこと

また、特定重大事故等対処施設設置による津波評価への影響に関しては、既許可において策定した基準津波の選定結果に影響を及ぼすものではないことを確認した。

今後、実施時期は未定だが、現地調査でも説明内容を確認することを伝えた。

（３）東京電力ホールディングス（株）から、特定重大事故等対処施設に係る地質・地質構造に関して、内容を整理する旨の回答があった。

（４）石渡委員から、東京電力ホールディングス（株）に対して、柏崎刈羽原子力発電所における核物質防護措置義務違反について、特定核燃料物質を取扱う者としての自覚を求めた。

以上